

特記仕様書

- 1 騒音等により学校運営に支障となる工事については、土・日曜日及び小学校の夏休み期間 7月 25 日～8月 23 日で対応すること。詳細は、監督員、学校責任者と協議すること。
- 2 工事着手前に施工計画書、工程表、材料承認申請など工事に必要な書類を提出し、監督員の承認を得てから実施すること。
- 3 工事及び資材の搬入等については、児童、学校関係者、来庁者等の安全確保に十分配慮すること。請負者が起因する第三者に与えた損害及び苦情等は請負者にて負担処理を行うこと。
- 4 提出書類については、別紙提出書類リストのほか、工事対象部分の竣工図を作成し、Jww 及び PDF にて提出すること。
- 5 疑義などがある場合は、速やかに担当者に協議すること。